

令和8年2月2日
石川県公立大学法人

懲戒処分の公表について

石川県公立大学法人は、下記のとおり本法人教員に対して懲戒処分を行いましたので公表します。

記

1 被処分者

石川県立大学教授（50代、男性）

2 処分年月日

令和8年1月30日

3 処分内容

減給10分の1、6カ月

4 事案の概要及び処分理由

知人女性に対するストーカー行為等の規制等に関する法律違反の疑いで逮捕される事態を招いた被処分者の行動は、不起訴になったとはいえ、公立大学教員としての自覚と責任に欠け、軽率のそしりを免れないものであり、法人の信用を傷つけた。

このことは、石川県公立大学法人教職員就業規則第29条に違反する行為であり、懲戒に処するものである。

5 再発防止に向けた対応

被処分者がこのような事態を引き起こしたことについて、社会的責任を担う教育・研究機関として、関係者各位に深くお詫び申し上げます。

今回の事態を厳粛に受け止め、再発防止に向けて、綱紀の厳正な保持及び服務規律の徹底を教職員に指導していくと同時に、信頼の回復に努めてまいります。